

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年2月16日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 松 田 俊 哉（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 並 河 浩 二（横浜地方裁判所第6刑事部判事）

検察官 江 口 昌 英（横浜地方検察庁検事）

弁護士 齋 藤 守（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代 女性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日は、お忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

この意見交換会は、裁判員を経験された方々から、率直な意見あるいは感想等を伺いまして、今後私どもが裁判を運営していく上での参考になること、あるいはこれから裁判員として参加される国民の一般の皆様に対して、何か参考になるようなことを伺って、今後参加する上での不安感、負担感というものを少しでも解消していただくと、そういう趣旨で開催しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は本日、司会を務めます裁判官の松田と申します。横浜地方裁判所の第6刑事部の裁判長をしております。実は、先月この裁判所に着任したばかりでございますが、この裁判所ではまだ裁判員裁判をやっていないのですけれども、ほかの裁判所

で50件余りの裁判員裁判を担当しております。こういう意見交換会についても何回か参加しております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかの裁判官、それから検察官、弁護士の方々からも簡単な自己紹介をお願いいたします。

(裁判官)

第6刑事部の裁判官の並河と申します。

本日は、貴重な御意見を伺って、今後の運用に生かしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(検察官)

検察官の江口と申します。よろしくお願いいたします。

実際に、本件のうち1件、私が担当した事件もありまして、今日は実際に裁判員になられた方から生の意見や感想を聞けるということで、とても楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

(弁護士)

相模原に事務所を構えております弁護士の齋藤守と申します。

弁護士は、刑事事件だけではなく、離婚事件とか借金の問題とかいろいろな問題をやっているわけなんですけど、私もその中で基本的には刑事事件は好きなほうなので、積極的にやるようにしています。

今まで、私としては、8件、裁判員裁判を経験してまして、今も2件持っているということで、基本的には弁護士は検察官とかと違って刑事事件に特化しているわけではないので、件数は少なく、それでやっぱり弁護人も慣れていないというのもあって、皆さん終わった後で多分アンケートを書かれたと思うんですが、弁護人については、わかりにくいというような意見を結構目にするので、今日はその辺を率直に言っていただいて、私の方で弁護士会に持ち帰って、皆さんにお伝えしますので、何なりと率直な御意見をよろしくお願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。

最初に、皆様方が参加された事件の概要等を私の方でまず紹介させていただきます。その上で、参加した方に、その事件に参加した全般的な感想を伺うことから始めたいと思います。

まず、1番さんの事件です。この事件は、被告人が自宅のマンションで一緒に暮らしてきた当時20歳の女性に対して手段、方法不明の暴行を加えて傷害を負わせ、搬送された病院で傷害に基づいて外傷性ショックによって死亡させたという傷害致死の事案です。

被告人は、犯行が行われたとされる時間帯に被害者に暴行を加えていないと主張して、被害者が死亡した原因とか、それから被害者が死亡した時に負っていた傷害が死因であるとすれば、その傷害を負った原因が何であるのか、そしてまた被害者にその傷害を負わせた際、暴行を加えたのは誰かということが争点でした。

公判審理は4日間にわたって行われ、その後、評議に入って、第5回の公判期日に傷害致死の成立を認定し、被告人を懲役12年に処するという判決が言い渡されました。

1番さんには、選任手続を含めて合計9日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、裁判員として参加された全般的な感想をお願いいたします。

(1番)

裁判員の経験ということで、最初は素人でできるのかしらという不安がありましたけれども、実際に参加させていただいて、共に考えて、共に意見を交換していく中で、専門用語も多かったんですけども、そういったことも慣れてきまして、弁護人のおっしゃることと、それから検察側のほうで事実に基づいて、そして、なおかつその証拠になるものの意見と、その辺の争点、そこら辺のところが非常に専門的なものだったので、医学的な見地、それから暴行に至るまでのその証人尋問、そういったことがずーっと続きまして、そこにすごく深くはまりましたけれども、皆

さんと評議をしていく中で、量刑を決めていくまでの間の審議というものが非常に重たいもの、そこがとても実りのあるもので、全員が意見を本当に言い合って、意見を出し合ったなというふうに思っています。量刑については、3年から20年という検察側のほうの当初の試算がありましたけれども、意見をしていく中で最終的に12年という刑に至ったわけですが、その終わった後も新聞を毎日見まして、3月16日に神奈川版に判決が出ていまして、あれだけ苦しんだけれども、共に悩んだけれども、最終的な結論でやはり意見が反映されたんだと、反映っていったらおかしいんですけども、少しでもね。

そういったことで、とてもやりがいがありましたし、その新聞を切り抜いて、今でも取ってあります。それ以降、いろいろな事件があったときに、この裁判員裁判の裁判員の方、かなり大変だろうなとかいうふうなことも踏まえて、とっても参考になりましたし、今後一般の方にできる限りこういった裁判員の経験を積んでもらいたいなというふうに思っています。

(司会者)

どうもありがとうございました。

次に2番さんの事件ですが、この事件は、被告人が、同じ簡易宿泊所に居住する顔見知りの被害者に対して殺意を持って果物ナイフ様の刃物で腹とか胸等を13回突き刺し、入院加療約3週間を要する傷害を負わせることとなり、殺害するには至らなかったという殺人未遂の事案です。

本件が発生した経緯として、被告人は簡易宿泊所の共同廊下にいたところを被害者に体をつかまれて、共同トイレ内に引き込まれ、引っ張り込まれですかね、奥襟をつかまれて前かがみに押さえ込まれてどなりつけられるなどしたために、激昂して、持っていた刃物で本件犯行に至ったという事情がありました。そのために、まず被告人が刃物で意図的に被害者の腹や胸などを13回にわたって突き刺したのかということと、その際に殺意があったのか、そしてまた被告人の行為が正当防衛であるかということが争点となりました。

公判審理は4日間にわたって、その後、評議に入り、第5回公判期日に判決が言い渡されました。その判決の内容は、被告人は被害者に死ぬ危険が生ずると認識しながら、あえてたまたま持っていた刃物で被害者を突き刺した。これは防衛の程度を越えているから正当防衛ではなく過剰防衛に当たるとして、殺人未遂罪で懲役6年に処するという有罪判決が言い渡されました。

2番さんには、選任手続を含めて合計8日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、感想と裁判に参加した全体的な感想をお願いいたします。

(2番)

私は、初めは選ばれたことにびっくりしましてね、法律的な専門知識も全然ないんですけれども、そういうところから、大丈夫なのかなというのがまずあったんですけれども、公判が始まってから、検察の方とか弁護人の方ですね、こういった書類でもって時間を決めて、証人尋問とか聞いて、被告人の証言とか、そういったところで割とわかりやすかったかなあというところは感じました。

ただ、ビデオでその証拠を調べているときに、ちょっと薄暗くてはっきりしなかったんですけど、その辺で1年前の事件を、あのときはこうでしたねって言われても、自分が1年前のときに行動はこういうふうにとったというのは、果たしてちゃんと記憶に残っているのかなというのはちょっと疑問なんですけれども、裁判官の方が質問したときには、ちょっとそこまでは答えられないんじゃないかなというのは感じました。細かい動作なんですね、ちょっと振り向いてこう刺したとか、後ろを向いたとか、そういうところはすごく感じたんですけれども。

それから、私の場合はビデオリンクと言って、被害者の方とそれから被告人と顔を合わせないようについ立ても使ってやったので、そういうのは初めてだったので、ちょっとびっくりしたんですけれども、そういうやり方もあるのだなというところで納得しました。

それと、思ったよりも傍聴の方が多かったんで、学生さんも結構来てましたし、あとはその簡易宿泊所に住んでいる方が結構毎日見に来てて、やっぱり私たち、私

ではないんですけれども、被告人の方とちょうど目が合って、すごく嫌だなという感じた方もいたんですね。ちょうど立った立ち位置と自分が並んでいるところが目が合ってしまった、それがすごく嫌なんですという方も中にはいたんですけれども。

私の場合は、あとは、途中、休廷とかありましたね、やはりそこを行ったり来たりして、途中やっぱりどうしても緊張をずっとしてしまいますのでね、そこで休廷で30分行ったり来たりというところでちょっと気持ちの切りかえができて、それはよかったかなと思いました。

一番難しかったところは、やはり刑ですね。殺人未遂というところで懲役6年ということだったんですけれども、中程度でやや重いというのと、その中程度というのが、どれが中程度なのかって、それがもうすごく難しかったですね。判断するのにとても難しかったというのと、あとやはり事例として、軽い犯罪、殺人未遂と、一番重い殺人未遂ですね、事例を挙げていただいたので、それを参考に決めることができたんですけれども、それが一番、決めるのが難しかったですね。

あとは、裁判員に参加して、やはり新聞等ですね、いろいろテレビなんかでも取り上げられるようになりまして、すごくやっぱり世の中ね、こんなに毎日事件があって、少しでも私たち国民の感覚をプラスできることで裁判員の裁判ですね、わかりやすい裁判というのをやはり皆さんもいろいろ経験していただきたいかなと思いました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、3番さんの事件です。3番さんの事件は、被告人が元交際相手だった当時22歳の女性に対して殺意を持って首を両手で絞めつけて、顔面や首等をはさみで多数回突き刺して失血死させたという殺人の事案です。

この事件では、殺意のほか、被告人が事件当時、睡眠薬等の服用と飲酒の影響により心神耗弱の状態にあったかということが争点になりました。

公判審理は3日間にわたって、第4回の公判期日に殺人罪の成立を認めて、また

心神耗弱の状態にもなかったとして、懲役17年に処する判決が言い渡されました。

3番さんには、選任手続を含めて合計7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、裁判に参加された全般的な感想をお願いいたします。

(3番)

今、御紹介にありましたように、私が担当させていただいた事件というのは、かなり残忍きわまりなく、しかも被告人自体が警察に現行犯で逮捕されているので、もう有罪無罪の判断というのはすぐにできました。周りの意見もそれはありましたけれども、心神耗弱、そういう観点から量刑を判断するのに、かなり参加したほかの裁判員の人からもいろんな意見が出て、そこを決めるのにはかなり、どこまで考慮すればいいのかというところではかなり悩みました、みんな。

それと、その裁判に参加して、法廷でも何でも被告人側とそれから被害者側の家族ですとか、あと傍聴席、そういうところからも自分が見られているんだというふうな緊張感とプレッシャー、それは結構ありました。ですけれども、裁判官それから裁判長から、そんなに気にすることはないんだよ、というふうな話をいろいろ聞かせていただいて、話が進んでいくうちに、だんだん自分の方でも町なかで被告人の知人に会ったらどうしようとか、被害者家族に会ったらどうしようかというふうなプレッシャーとかもなくなってきました。

あと、そういう法廷とか評議で適宜に休憩とかを挟んでいただいて気持ちの切り替えとかいろいろとできる機会もつくっていただいたんで、そこら辺はスムーズで非常によかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

続きまして4番さんの事件ですが、4番さんの事件は、被告人が、内縁の妻に対して、これは繊維強化プラスチック樹脂製バットというんですかね、そのバットで身体を多数回殴るなどの暴行を加えて、搬送先の病院で全身打撲を原因とする挫滅症候群により死亡させたという傷害致死の事案、それから覚醒剤を自己使用したと

いう覚せい剤取締法違反の事案でした。

犯罪の成立自体には争いはありませんでしたが、弁護人からは傷害致死の犯行当時、被告人は心神耗弱の状態にあったという主張が出されました。

公判審理は5日間にわたり、第6回公判期日に心神耗弱の主張を退けて、被告人を懲役11年に処する判決が言い渡されました。

この事件は、初日の午前中に裁判員を選任する手続があり、その日の午後に、短い時間ですが、第1回公判期日が開かれたというのが特徴的なところですよ。

4番さんには合計9日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、裁判に参加された全般的な感想をお願いいたします。

(4番)

全般的な印象としましては、随分公正にされているんだなというような印象です。私、最初、裁判員になったときに、まずやることは、多分検察庁などから送られてきた関係書類に目を通すことが仕事なのかなというふうに自分では思っていたんですけども、実際私たちに渡されたのは起訴状1枚、ぺらっとしたのを渡されただけで、それを読んで、こんなことが起きた事件なんだなということはわかったんですが、それ以上のことも何にもわからないわけで、ああ、これが昔、起訴状一本主義とかなんとか習ったような記憶があるのは、これがそうなのかなというような印象で、それ以外の知識というんですかね、そういったものは全くなくて、ゼロからその起訴状一本だけで始まったということで、かなり、かなりと言っちゃ失礼ですけども、裁判そのものは公正に行われているんだなというような印象を持ちました。

それと、あと裁判ずっと続けて9日間出たんですけども、その中で裁判員同士、名前を全く最後までわからなかったです。お互いに番号で呼んでいました。最初は非常に違和感がありまして、番号でこう呼ぶというのも何かおかしいんじゃないかなあなんてことを内心思っていたんですけども、お互いに番号で呼んでいるうちに、そういった違和感もなく、また何ていうんですかね、空き時間というんですか

ね、出勤してきたときに少し間があるわけですがけれども、そういうときでも裁判員同士で事件について話し合うということがなかったんですね。もしそういうことをしていたならば、多分審理に入る前に裁判員同士がいろんな情報を自分たちで勝手にというんですかね、感情でもってつくり上げていたんじゃないのかなというような気もしました。それでしたんで、私たちのときは、その審理のとき以外はほとんど事件について裁判員同士で話し合うということがなくて、いいのかなって当時は思っていましたけども、結果的にはそういうことが何か非常に一人一人の意見ももちろんお話しすることもできましたんで、非常に公正にできたんじゃないかなというふうな印象を持ちました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、5番さんの事件ですが、この事件は、被告人が深夜の路上で通行人から金品を強奪しようとして、被害者の男性の顔面等を殴ったり蹴ったりする暴行を加えて現金や財布などを強奪し、その際、全治約3週間の骨折等の傷害を負わせたという強盗致傷の事案です。

この事件は、事実関係に争いはなく、量刑、被告人にどのような刑を科すかということが最大の争点となりました。

この事件では、検察官は冒頭陳述や論告に際して書面を裁判官、裁判員の方に配布しましたがけれども、弁護人のほうは書面を用意されていたようですけれども、情報が非常に多かった等の理由によって、裁判所の判断で配布をせずに口頭で述べてもらったようなことを聞いております。

公判審理は3日間にわたり、第4回の公判期日に被告人を懲役6年に処する判決が言い渡されました。

5番さんには、選任手続を含めて5日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、全般的な感想をお願いいたします。

(5番)

私は、選ばれた際には、やはり非常に戸惑っておりましたがけれども、その事件の内容を当日知らされて、それほどちょっと死に至るような事件ではなかったということもあって、頑張れるかなということでまず参加しました。

結果的には、非常に、やりたくてもなかなかできない体験といえますか、これはかなりの確率で当たっているわけなので、非常にいい経験をさせていただいたなと思っています。

裁判の最中は、特に争いがなかったというところがあったものですから、被告人の反省の程度とか、あと傷害の重さとか、何回殴ったとかですね、そういうことなどを議論した記憶があります。

量刑についても、本人は反省しているように見えるものの、やはり重い靴でかなりの回数で蹴ったという事案だったものですから、求刑7年というものでしたが、6年ということになりました。

裁判員に選ばれて、私は会社員ですので、仕事を休まなくてはならないので、これについては会社のほうでは公務扱いでお休みをとれる環境にあったものですから出席できたんですけども、場合によっては難しい方も世の中にはたくさんいらっしゃると思いますので、その辺はもうちょっと裁判員制度が世間、会社とかその辺にも認知されるといいかなと思っています。

やはり選ばれる確率が低いだけに、選ばれた方はぜひやっていただきたいなというふうに今も感じております。

(司会者)

ありがとうございました。

最後になりましたけれども、6番さんの事件ですが、この事件は、自立支援施設に通っていた被告人が同じ施設に通所していた被害者の背中や胸等を果物ナイフで多数回突き刺して、やはり病院で失血死させたという殺人の事案です。

被告人が犯行を行ったということには争いはありませんでしたが、弁護人は、被告人が本件当時、心神耗弱の状態にあったと主張しました。

公判審理は3日間にわたり、第4回の公判期日に心神耗弱の主張を退けて、被告人を懲役13年に処する判決が言い渡されました。

6番さんには、選任手続を含めて7日間、裁判所にお越しいただきました。

それでは、裁判に参加された全般的な感想をお願いいたします。

(6番)

これをお受けしたときに、どんな事件かなと思いながら、ドキドキしながら来ました。その中で、やはり精神的な家庭内暴力とかがあって、10年間医療に入っていた後の出来事で、周り、身内とかその周りのお友達が何かいるようで、出てきたときには普通の生活みたいに声かけられたりしていたみたいですけれども、やはり一般的に精神障害だとかなんとかって、私なんかもふだんそう思っていましたけど、そうじゃなくて、その中にもいろんな分野の精神障害というのがあるというのもよくわかりました。それで、弁護士と検察官が言っている、その精神的なものの違いとかで、ふだんの、それから以後の生活の中で、そういうものが出てくると、これはここまでがこうなんだ、というのがわかりました。

それから、医療観察制度というの、国にはこういうふうに社会復帰のためのいろいろな制度があるんだというのもわかりました。でも、その中で被告人が、あと二人殺したい人がいるって、堂々と証言台に立ったときに言ったことにはすごいショックを受けました。

それと、自分は殺人に使われたナイフを、もうきれいな透明なケースに入ってて、ナイフを買ったのも本人だし、それを使ってどういう方法でしようとかってすごい細かいプランというか計画が立っていたことにも驚きました。もうぱっとう、かつとなつてとかって、そういうんじゃないところにも少し驚きを覚えましたけれども、あと、身内の方とか長い、その10歳ぐらいからその年になるまでって、そういう周りも大変なんだろうけども、ただ、ふだん言っているのが気に入らないとか、よく最近ありますけど、気に入らないとか歩き方があれだとか、せき払いしたとか、何かちょっとしたことがきっかけでそういう胸の中にためていたものがばっ

と出るんだなというような。やっぱりその方が社会復帰のために通っていた一般の川崎市内のバスに乗って、どことどの間に乗ってたということで、私なんかも利用する地域だったものですから、へえと思ったり、いろいろな体験をさせていただきました。

それで、本人はちゃんと認めて、でもあと二人はもう絶対許せないとか、自分の中だけの精神的な判断とか、そういうものがあるんだというのもわかりました。

余り素直に認める反面、やり残していることがあるような、そんな発言には驚きましたけど、その以後、こちらのほうも、皆さんおっしゃったように、休廷とかその審議する、判決が出るまでの間、いろんなことをお気遣いいただいて、補充の方も含めて、みんな無事に終えさせていただいたと思っています。

それ以後、親子とか家族とか友達とか、いろんなものが今社会の中で日々出てきていますけど、そういうのも一つ考える、うちは違うわとか、こっちはあれだわとかというんじゃないくて、自分の周りで今一生懸命生きている中で、そういうものもすごく役立つことをいっぱい学びました。

ということで、その後、ちゃんと精神的にも、自分の体調的にも何事もなくさせていただきました。どうもありがとうございました。

(司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、審理、評議の問題に入っていきたいんですけれども、その前にちょっと裁判員裁判の日程について御意見を伺いたいと思います。

裁判員を務めるということが皆様のお仕事とか御家庭に大変な御負担をかけるということはもちろん我々もよくわかっているのですが、今回参加する上で、家庭とかあるいは職場でどういう御苦勞があったか、あるいは、先ほど5番さんから少しお話があったんですけれども、かなりいろんな問題があったとか、あるいはたまたま今回は選ばれたわけなんですけれども、選ばれるつもりで段取りしていたら選ばれなかったというときに何か問題が起きたのかということ、もし御紹介いただければ

と思うんですけれども、何かありますか。どなたでも結構ですが、参加する上で何日間か、仕事とかあるいは家庭の仕事ができないということになりますけれども。

どなたでも結構です。

(5 番)

まず、前年の11月に、来年の名簿にあなたは載りますよというような通知が届くのですね。その段階でちょっとびっくりして、会社に報告をします。ただ、それはまだ当たるかどうかもわからないです。で、2か月は都合悪いのと言えるということで出したんですけれども、すると、忘れたところに本当に通知が来まして、この日に来てくださいと。これもまあ上司に報告して、その日行きますと。ただ、当たるかどうかわかりませんという状態なので、何日間休みになるかもわからない状態で会社に報告して、当たらない確率のほうが高いので、行ったとしてもわかりませんといった中で当たってしまったので、そういった意味では、私の場合はきちんと前もって説明できたので、時間もとれて、ほかの方に仕事を任せて休むことができたのでよかったんですけれども、当たらない可能性があるのにその日に行くということがちょっと抵抗があるかなというのは覚えています。決まっているのであれば、会社に報告しやすいんですけれども。

(司会者)

ほかの方、いかがですか。

(1 番)

まず、最初のその通知が来たときに、当たるか当たらないかわからないですけど、夫がいますので、夫は「せっかくだから受けたら」という助言だったので、夫のほうはよかったんですけど、私、パートで相談員をやっているんですけど、その相談の内容って結構重たいもの多くて、そのかわりになる人がなかなかなくて、上司に話しして、上司も理解してくださって、ただ、休むということで仕事のやりくりは何とかつけたんですけれども、休みはこれ年休でとるのか、変な話なんですけど、何でとるのかということで、会社側で考えていただいて、特別休暇という判断

をしていただいた中で、余り皆さんに知られていなくて、会社のほうも未経験なので、いい経験だったということで、次誰かが当たったら、特別休暇でというふうに対応していただいた。

やっぱり戸惑うことが多いですよ。行っても当たらないかもしれないよということを行い添えてですから。結局当たったわけなんですけど、そこら辺のところのやりくりというか、まあでもおおむね理解していただいて協力的だったです。私の場合はね。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの方で何か御苦勞があったとか、御紹介いただけることがあれば。

(4 番)

私は、全く御苦勞がないんですけども、リタイアした者ですから幾らでも時間はあるんです。ですけども、まだ、あなたは決まってませんよ。だけでも来てくださいと、その中で抽選みたいなことをして6人決まるというようなお話だったんですけども、あれもし私が現役で仕事をしていたならば、選ばれるかどうかわからないのに行かなければならないというのは非常に負担だと思うんですよ。できないんじゃないかなって思うぐらいなんですね。もしも選ばれるのであれば、もうその時点で、あなたは選ばれたので、いつ来てください、日程はこうですよっていうことを言ってもらえれば、会社のほうにもきちっと、何日から何日までお休みになりますんで、お願いしますということと言えますけども、あの時点では、あなたは来るけれども選ばれるかどうか分からないという状態では、会社のほうにどう説明していいのか。私は行きますけども、もしかしたら途中で帰ってくるんで、昼から出るかも知れませんよというような、中途半端なことしか言えなかったんじゃないかと思うんですよ。

ですから、そういったところで、最後に選任されるかどうかの1日のことをもうちょっと検討していただいたならば、裁判員になる方たちの負担というのは少なく

て済むんじゃないかなというふうに感じました。

(司会者)

どうも、ありがとうございます。ほか、いかがですか。やっぱり皆さん御苦勞があるということですかね、いろいろと。何か、3番さん、ありますか。

(3番)

裁判所のほうから通知いただいて、選任のときに何日と何日と何日は休みをとってくださいというふうな通知が入ってきまして、それを上司のほうに報告したんですけども、うちの会社のほうは、公民休というふうな制度があつて、きちんとそういうところの休みはもう公然の休みみたいな形で休みをもらえたんですけども、職場自体もシフトを組んでいる仕事を今しているんで、自分がそのシフトから外れると、誰か自分のかわりにそこの担当のところにつかなくちゃいけないと。選ばれなかったらどうするのって言うと、そのときはもうほかの仕事、簡易な事務の書類整理だとか、そういうふうなことをやってもらう、だから上司のほうには絶対選ばれてこいというふうに言われて、選任のほうに来たようになったんですけども、そこら辺の苦勞はいろいろありました。

選ばれるか選ばれないかわかんない、それは仕方がないことなのかもしれませんがけれども、そういうどうしても外れられないような仕事、それからそのほかに自分のかわりになるような人がいないような仕事につかれている方というのは、大変なんだろうなということは感じました。

(司会者)

ありがとうございました。ほか、特にありますか。大体皆さんの御意見はそんなところでしょうか。

(6番)

自分のことではないんですけども。同じときにやった方で。

若い方なんですけど、お子様を保育園に預けて、御主人は出張が多い方だったんですけど、そしたら、彼女は、この辺の近くに勤務先があるらしくて、保育園へ預

けていつも勤務してて、たまたま当たったので、どうしましょって会社の方に相談したら、自分でずっと長期休むというのが気が引けるって思っているとかって悩みを訴えたら、ほかの職場の方が、やり方はいっぱいあるよって、何か一つでも、朝早く来て会社のシャッターを開けて机とかお掃除をして、裁判所のほうが終わったら、夕方来て、最後にみんなが回った後の集計とか、8時ぐらいまでなるけど、そういうふうに6時ごろから8時ぐらいの間それをして、お友達に保育園迎えに行っていていただくようにして、みんながそうやって、せっかくそういうできない経験ができるんだから、そうしようよって言ってもらったら、涙がぽろぽろ出た、いろいろ正直に言ったときに、子どもの保育園とかっていうのも、ちゃんとやりくりできたことが一番印象に残りました、っておっしゃってた方がいたんで、ああ、そういうこともあるんだと思って。

私なんかは家族はみんな、年いっても経験させてもらえることがあるんだから、どうぞって、自分でできると思ったらやりなさいというふうに言っていて、そしたらちょうどこれ、今年のお正月に集ったら、一番下の妹が私も東京でやったのよって、裁判員裁判。えーって、そこはお姑さんが寝たきりなんですけど、御主人と息子が、何とかなるから経験してきなさい、って言ってもらってやり遂げたのよと言ってて、お正月に親族が集ったときに。へええとかって、やっぱりいろいろみんな家族とか職場とかいろんなところで御近所とかで、どうしてもこの何日間はということをやったら、何かみんな協力、ふだんはばたばたして忙しいけど、声をかけ合うこともなかったけど、そういうことでできましたというのが、私の周りでは多かったんで、そういうのも一つの参考になればなと思います。

(司会者)

どうもありがとうございます。もう一個だけ、日程の問題に入らせていただきますけれども、今回の審理の日程というのは、ちょうどよかったのか、それともちょっと短いんじゃないかとか、もうちょっと短くできるんじゃないかとかですね、あるいは間に土日が挟んで期日にとってあったと思うんですけども、このあたりはど

うですか。例えば連続してやったほうがいいんじゃないかとか、なるべく間に休日を入れないでもっと詰めてやったほうがいいとかですね、何か日程のとり方について御意見があれば伺いたいんですけれども。

(2番)

公判審理の予定表を見ますと、15分単位、20分単位ということで、配分はともやりやすかったと思います。やはり30分、40分やって休延30分ということで、それを午前の部、午後の部に分けてこうやりましたのでね、その点はやりやすかったかな。わかりやすいし、やりやすかったと思います。

日程も、月火、水曜日お休みで、木金ですね、土日で、月曜日に判決ということで、日程はとても私はよかったと思います。

ただ、10時から始まるんですけど、一度電車が大幅に1時間ぐらいおくれたときがありまして、それでぎゅうぎゅう詰めのところでは駆け込みでバッグがドアに挟まったりとかですね、本当に慌てて走ってきたというのがちょっと1回あったんですけど、それ以外は、私のときは皆さん歩いてこられたとか、ここに来るのに通勤時間が割と短い方が多かったんですけど、私は乗りかえでバス、電車、1時間半ぐらいですね、かかったものですから、それが朝早いときは遅れたりですね、そのときはちょっと大変だったかなと思いますね。やっぱりそういう同じ横浜の裁判所のその管轄内ですね、もうちょっと近いところって言っちゃあれですけども。

ただ、この予定では、とてもやりやすい配分だったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。ほかの方で休憩のとり方も含めて、何かあれば御意見を伺いたいんですけれども。

(6番)

私もすごくよかったと思っています。段取りもきちっとしていただいていて、ちょっとやっぱり間が1日ぐらい空くのは、いろいろ中身を考える時間もとれたし、休憩時間のとり方もなるほどと思いながら、そんなに負担なくこなせたと思っています。

ます。

(司会者)

6番さんは7日間ずっとお越しいただいたんですけれども、もうちょっと短くできるんじゃないかとかって、そんなことはないですか。

(6番)

いや、そうは思いませんでした。やっぱりこの事件が事件だったんで、10歳ぐらいから、そのね、なるまでの間、そういうことでもう世の中一般の生活ができないっていうか、いろんな精神的な呼び方がいろいろ違いますけど、やはりそういう中でこういう人もいるんだなというので、やっぱりよくこっちもものを考えて、十把一絡げにものを考えちゃいけないというのがあるから、ちょうどよかったと思っています、日にち的には。

(司会者)

大抵の方は選任があってから、実際に初公判があるまで何日間かあるんですけれども、4番さんだけはその日でしたね。これはどうでしたか。

(4番)

特に、こういうものなのかということで、そのこと自体は問題はなかったように記憶しております。

それとあと、全般的に日程はいいかと思うんですけれども、証人尋問して途中で一旦休廷に入るということが何回かあったんですけれども、その時間がちょっと短かったような印象があるんですね。非常にこう慌しいっていうんですかね。公判から出てきてすぐ席に座って、どうですか、どうですかっていうことで話聞いて、実際それぞれ6人の人の意見を話す時間はあるんですけれども、非常に何か慌しくその休廷中の審理をやっていたような印象があります。だから、もうちょっとその休廷の際は時間があってもいいかなというような、意見が言えなかったわけじゃないんですね、意見は言ったんですけども、整理がつかないっていうんですかね、自分の中で。何かそんな印象でした。

(司会者)

大体そんなところで、皆さん、日程はまあまあよかったんじゃないかというふうに思っていらっしゃるんですかね。

どうもありがとうございました。

それで、実際の裁判に臨むときなんですが、もちろん皆さんは法廷に出て審理をするなんて経験は全くないわけですけども、裁判官のほうから緊張をほぐすための助言は何かありましたか。こういうことがあったんで助かったとか、こういうことに注意していれば大丈夫でしょうとかですね、励ましの言葉とか何かありましたら、ちょっと御紹介いただきたいんですけども。

(1 番)

ざっくばらんに裁判官は裁判官が2人と裁判長が1人とあと裁判員が6名、それから補充裁判員が3名ですかね、で、12名だったんですけども、やっぱり内容が重たい部分もあったりしたので、とても気を使っていたいて、暴力団の関係それから覚醒剤の関係とか、あと、それからそれを見てちょっと気分を悪くされた方も女性もいたので、とてもざっくばらんに、例えば、外国の事例はこうだよとかね、そういうお話もちょっと余談の中で。

あと、お昼をみんなで外に行きましょうと言って、肩書なしでみんなで行くので、安いお店にみんなで行ったりして、そんなことでちょっとくつろげるような雰囲気をつくっていただいたんですね。それはすごくよかったんだと思います。

(司会者)

ほかに何かエピソード的なものがあれば、御紹介いただければと思います。

(5 番)

ちょっと個人的にというか、これちょっと質問と違うかもしれないんですが、法廷と行ったり来たりするので、そこのエレベーターが全員乗るともうこうぎゅうぎゅうなんですよね。これは裁判員制度をとり入れる前につくったのでという説明はあったんですが、もうちょっと大きいエレベーターをつくったほうがいいんじゃない

いかなっていうふうに感じております。

(司会者)

ほか何かあれば。何でも結構ですけども。

(2番)

私のときは、トイレに行きたくなったらどうしますかということがあったんですけど、裁判長の方がですね、メモを書いて、メモを渡していただければ大丈夫ですから、ということでね、そういうことを言われましたので、ちょっとほっとしたところがありますね。

あとやはり、1番さんがおっしゃったように、お昼休みにちょっと気分転換にお茶行かないかとか、ちょっと外に出て、個室を借りて、その中でしたら、割とざくばらんに番号で呼び合う仲でもやはりちょっとなごみというか、そういう親しみを感じて、それがあってからちょっと発言しやすくなったというかね、やはりその中でもよく話す方というか、ちょっと詳しい方がいて、その方がいろいろ話すと、相づちを打つじゃないんですけれども、それから割とこういう審議に入ったときにも言葉が出しやすくなったというところがありました。

それは、やっぱり気分転換にもなりますし、どうしても建物の中って、別に音楽が鳴っているわけでもないし、テレビもないし、こういう何にもないところって意外と、私たち主婦はいつもテレビをかけたり音楽聞いたりしている中で、ずっと何時間こういると、やっぱりどうしても気分転換というか、建物の外に出て気分転換、リフレッシュというかね、それはやっぱりよかったかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。

(6番)

やはりそれと同じよね。1日目に来たときに、皆さんお弁当持ってきますかとか、自分でつくったの持ってきますか、どうしますかっていうのがあって、そうしたらお弁当じゃなくて、この近所は、せっかく食べるところがいっぱいあって、横浜ま

でなかなか来ることがないんで、何かこの周りで食べれるところ、何か一つでも二つでも覚えたいという人がいたんで、じゃあ、次の日から行きましょうって裁判官の方たちとか一緒にぞろぞろ行って、じゃあ、僕はお魚がいいとか、いや、僕たちはイタリアンがいいとか、みんな意見を出し合って、次の日から最後の日まで、最後は中華街でランチを食べましょうとか、何かそういうところで普通の会話ができたのがすごくよかったなと思って、これで、これから家族と来るときに、ああ、ここ覚えた、とか、やっぱり神奈川県で広いから、そういうのもすごくよかったように思います。

(司会者)

何かほかの方、ありますか。

(1 番)

1 日目はわからないので、下の食堂にみんなで行きました。そうしたら、たまたま扱っている案件に、ある暴力団の関係の方が毎日来てまして、一番前の真ん中にいつもいたんですけど、その方がたまたま食堂にいたんですね。それから、もう2日目から絶対行かないようにしたんですけど、下の食堂は。もちろん、このビルの方が皆さん行かれるところだと思うんですけど、そういうところも気をつけなくちゃいけないあって個人的には思いました。

食堂は一個しかないんですよ。そこら辺もちよっとわからないので、もし御案内いただけたら、最初の日に。もう2日目から中華街とか行きましたけど、それはちょっと感じました。

(司会者)

それでは、今度は証拠調べの問題に入っていきます。最初に検察官と弁護人の双方から冒頭陳述というのがありましたね。要するに、今後どういうことを主張して、どういう立証をしようとするのかということをプレゼンテーションするというのがあったと思います。それでそれぞれ検察官、弁護人が冒頭陳述メモといったような書面を配ったと思いますけれども、この書面について皆様方から御感想を伺いたい

と思います。

冒頭陳述というのは、本で言えば目次のようなものであって、この事件でどういうことが争点になるのかと、その争点との関係で、これから行う証拠調べのどこに注目すべきかということがぱっと見てわかるようなものですけれども、実際皆様方に配られたその書面はわかりやすいものであったか、あるいはもっと工夫が必要なのではないかと、こうすればよかったんじゃないかというような御意見、御感想などがあれば伺いたいと思います。お手元にあるものを見て、ここはわかりやすかった、ここはよかった、逆にちょっとここは改善が必要なんじゃないかというようなことがあれば伺いたいと思います。

(6番)

わかりやすかったです、ポイント、ポイントのことが。それで、みんな意見出し合ったときに、ボードで裁判官の方がちゃんと自分たちが出した意見を箇条書きに書いてくださったんで、みんなも意見を述べているときはぼうっとしていることが多いんで、そこに6人が言った意見をボードにうまく書いてくださったんで、すごい助かりました。

(司会者)

6番さんの事件ですと、冒頭陳述というメモみたいなものがありまして、それぞれ検察官と弁護人がA4用紙の一枚紙というのを配っていますが、これは見やすかったですか。

(6番)

見やすかったです。

(司会者)

わかりやすかったですか。

(6番)

ええ。すごくわかりやすく、それをまた土台にして、それぞれが述べた意見が、いただいた書類に書いてない意見が出てきたりしたら、そこをちょっとマークして

とか、ちゃんと途中を考えていくためには役立ちました。

(司会者)

それと、お配りしてあるのは、白黒のコピーなんですけど、実際はカラーだったんですか。

(6 番)

ええ。

(司会者)

ほかの方で、それぞれ配られたもので、ちょっとこれどうかなとかですね、あるいはこれよかったというふうにお褒めの言葉でも御批判でも何でも結構ですけども、何かあればお願いしたいんですが。

1 番さんの事件でしたかね、検察官のほうはビジュアルな感じだったんですけど。

(1 番)

わかりやすかったです。

これ使うのはすごくわかりやすくて、見やすかったし。

(司会者)

これに対して、弁護人のほうは、冒頭陳述書というものが配られたんですか。ずらずらっと字が書いてあるんですけど、これはどうでしたかね。

(1 番)

これが非常にわかりにくくて、結局何が言いたいのかというふうに、でも何回も読み返して趣旨はわかりました。でも、専門家だから、やっぱりこういうもんなんだろうなというふうな受けとめ方はしましたけれども、もう少しわかりやすいといいなというふうには正直思いました。

検察官さんのほうは非常にわかりやすくて、あと議論がしやすいような余白というかこうしていただいたので、議論はしやすかったです。

(4 番)

私も、このメモを見たときですね、検察官から来ましたこのメモについては、非

常にわかりやすく見たんですけれども、弁護人のほうから来たこの弁論メモというのを見ると、ちょっとわかりづらいなのがこのときの印象だったんですね。この弁護士さんというのは、検察庁とは違うんで、組織で何かこう事に当たっているんじゃないんでしょうから、いろいろつくり方というのがあるかと思うんですけれども、検察官の出されるメモと同じような形式でもって弁論メモというのができる上がったら、対比するにもしやすいのじゃないかなというような気がしました。

(司会者)

ほかの方、どうでしょうか。御自分に配られたもので。検察官のは割と評判がいいみたいなんですけれども、弁護人のもなかなかよかったよというのがあれば御紹介いただきたいんですけれども。あるいは、検察官のほうでも、ここ問題じゃないかというところがあれば言っていただければ、今後の参考になると思いますから、どうぞ御遠慮なく。

5番さんの事件は弁護人から冒頭陳述の段階で書面は配られなかったんですよね。

(5番)

そうですね。はい、ちょっと済みません、今気がついたんですけど。

(司会者)

配られなかったと聞いているんですけれども、何か審議する上で支障はなかったですか。

(5番)

そうですね、こういった書面が本来あるべきものがないという説明があったのかもしれないですが、ちょっと見てないので、そのところは特になくても進められた印象はあります。

(司会者)

検察官の方に伺いますけれども、冒頭陳述を作る上で御苦労とかは相当あるんでしょうか。どんなことを注意されているんですかね。

(検察官)

検察官の冒頭陳述というのは起訴状の次に行われるもので、まだ裁判員の方も緊張されている中で、慣れないことなどがあると、そこでストップしてしまう、そこでもう理解がとまってしまうということを避けるために、できるだけ冒頭陳述は何のために行うのかということを説明して、その位置づけを十分理解していただいた上で、検察官のストーリーとか主張したストーリーがすっところ裁判員の頭に入っていけるような工夫をして、そのために専門用語が出てくる場合には平たい言葉に言い直したり、あるいはできるだけ検察官の主張と弁護人が主張が対立してる場合には、それをビジュアル的に一見してどの点で対立してるのかがわかるように記載した上で、検察官の主張するポイントを、その点を判断するにはどの点が大事なのかということをごく簡単に書いて、その後の証拠調べではどこに着目してほしいのかがわかるようにという期待というか、そういうことを気持ちを込めて作成しているということですね。

(司会者)

枚数は割と少な目に圧縮して作ってますよね。

(検察官)

そうですね、大体自白事件の場合には、A 4一枚ぐらい。争点が例えば殺意の有無だとか心神耗弱だとか、それと責任能力とかになると、その説明に多少使う質問が出てくるので、A 3一枚になる。大体どんな事件であってもだいたいA 3一枚ぐらいで収められるように、情報量はできるだけ少な目ということで書くようにしています。

(司会者)

齋藤弁護士、弁護士の立場から、あるべき冒頭陳述みたいなものがあれば、おっしゃってください。

(弁護士)

先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、弁護士は個人事業主というか個人個人でやらなければいけないので、検察官みたいに組織ではないので、間違いな

くその弁護人個々人の能力によって出来不出来が大きいと、それは多分事実だと思います。ですから、先ほど1番の方の事件なんかは、そのまま原稿を出すと、その読み上げ原稿を出しちゃうというのは、ちょっとやっぱりこういうのだとわかりづらくなってしまうのかなと。

私が考えるのは、検察官とは別の見方、この事件はこういう見方ができますということを理解してもらうために、そのポイントの当て方と、あとできる限り簡潔というか、最初から情報過多にならないように、メモについても、一覧性というか、見てわかると、いろんなことがごちゃごちゃ書いてないというようなことを私としては意識してやっていますけれども、そこがどの程度、裁判員の方に伝わっているかというのは、私、直接お聞きしたことがないのでわかりませんが、私としては、そういうふうを考えております。

(司会者)

次の話題に行かせていただきます。

証人尋問とか被告人質問が法廷でありましたね。例えば1番さんの事件なんかすごくたくさん証人が出てきたりしていますけれども、その証人に何を聞いているのかとか、その質問の意図とか、この証人の位置づけというのはわかりましたか。

(1番)

そうですね、被告人側のほうの証人、それから被害に遭われて亡くなられた方の証人は、検察官の方からの検視官だったり、あと、そうですね、お医者様、専門家の方が多かったですね。あと弁護士の方もいらっしゃいましたけれども、やはり質問に対しての解答の仕方とか、じっと見ていると、本当に真摯に対面、対応しているかどうかとかって、素人ながらですので、この方は本当にちゃんときちんこの把握されて、きちんとしているのかしらっていう見方も持ちながら、その弁論を聞いているんですけども、非常に難しかったですね、確かに、その辺は。ですから、持ち帰ってみんなで議論はかなりやりました。

(司会者)

ほかに証人尋問とかで、何聞いているのか、この人から何を聞こうとしているのかわからなかったとかってというような、そんな疑問とかなかったですか。

(4番)

私は、人となりということで、被害者の母親だとかあるいは知人だとかという方が来て、証人尋問ということでお話を聞いていました。ですけれども、正直な話、聞いてて、この人一体何言ってるのかなと、何のためにここに来ているのかなということが、話聞いてて、なかなかわからないんですよね。わからなかったんです、私自身は。で、一体この人から何を知れば、私自身が何を知ればいいのかあというように自分を自身に問いかけながら聞いてたんですけれども、最後までよくわからなかったですね。最後までというか、最初の話聞いてて、被害者のお母さんが、大切な自分の娘を亡くされたんでしょうけども、何のためにここに来ているのかということがよく理解ができなかったんですね、私自身。

だから、本来ならば多分被害者が被害者として被害を受ける要因がどの程度あったのかということ本来そこから私たちが読み取らなきゃいけないんじゃないのかなというふうに後で思ったんですね。この人は被害者として、今までの生い立ちだとかあるいは生活、その人との生活の中で被害を受ける要因がどれだけあったのかということ、その話の中から自分たちが読み取っていかなくちゃいけないんだろうなということ自分なりに考えたんです。あるいは被告人の母親あるいは知人だとか、そういったものが来たときに、やはりこの被告人が危害を加えるんだけれども、そのきっかけになったのはこの本人にどの程度の責任があるのかなとか、あるいはそういう危害を加えないでも済むような人間だったのかどうかとか、そういったことを考えるという、判断するきっかけとして、そういった証人が来ているんじゃないのかなというふうに自分でこう考えたんですけれども、なかなかそれがそういう人となりの証言の中から、そういったことを自分で理解がなかなかできなかったんですね。距離的なものもあるでしょうし、問答式で証人が答えているということもあったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう話をあの席から聞いて

て、なかなか自分で理解できなかったなという印象があります。

(司会者)

裁判官に、この証人は一体どういう証人なんですかということは聞いたりしたんですか。

(4 番)

聞かなかったんですけども、話の中でですね、みんな、評議というんですか、集まって話している中で、いろいろそれぞれ印象を言うんですけども、それでも自分としては、その中から、自分の考えていたことがいいのかどうかわからないけど、とにかく被害者の話をするときには、被害者がどんな人間であったのか、被害を受ける要因がどれほどあったのかどうかということを判断する一つの材料として来られているんだろうなと思ったんですけども、その証言の中から、そういった事を自分なりに聞き出せなかったというところがありましたね。

(司会者)

ありがとうございます。ほかに何か、証人でなければ証拠でもいいんですけど、この証拠は何のための証拠かよくわからなかったとかいうようなことはありましたか。そういうふうに感じたことはなかったですか。

それと、証人とか被告人には皆さん自身で質問する機会があったと思うのですが、実際に質問はされましたか。1 番さんはされましたか。

(1 番)

はい。

(司会者)

どのぐらいされましたか。誰に対してされましたか、証人ですか、被告人ですか。

(1 番)

両方ですね。

両方というか、被告人側の証人にしました。2 回ぐらいしたような記憶があります。余りにもうそくさくて言わされている感がちょっと感じられたので、細かいと

ころをちょっと聞いてみたような気がいたします。

(司会者)

2番さんは質問されましたか。

(2番)

なかったです。

(司会者)

3番さん、どうですか。

(3番)

私のほうは結構その証人、目撃者の方ですとか、あと警察官の方、そういう方が証言台に立たれて、その後、休廷をとって評議室に入った際に、裁判長それから裁判官の方から、今こういう証言がありましたけれども、これに対して皆さんで聞いておきたいこと、これから私たちが判断することに対して聞いておきたいことありますかということで、もう非常にそこで意見を出し合ってますね、それは今後判断するのに聞いておいたほうがいいでしょうね、じゃあこういう質問の仕方にしましょう、というふうに、裁判官それから裁判長のほうから意見をいろいろいただいて、附箋に走り書きしてですね、各裁判員のほうでそれを持って質問に行きましたんで、非常にスムーズに、あと自分でもその証人ですとかに質問する際でも話しやすかったです。で、こういう意図でこういうことですよというふうな、こういうことを聞いておいた方がいいというのを、私たち裁判員の方に考えさせるような、そういううまくこう誘導してくださったというのかな、そういうのがすごく印象に残っています。

(司会者)

質問する前にみんなでこういう質問をしましょうという話し合いをして、その出た質問をみんなで分けて質問したんですか。

(3番)

分けて質問しました。2番の方からこういう意見が出たんで、じゃあぜひ2番さ

ん、こういうことを質問してくださいみたいな。

(司会者)

なるほど。

(3番)

結局、その質問の内容もまずいところがあれば、いや、そこまでは言わなくてもいいですよ、というふうなことも裁判官の方から話がありましたんで、非常に自分でも自信を持って質問することができましたんで、そこはすごく助かりました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番さんは、質問はされましたか。

(4番)

いや、質問はありませんでした。裁判を通して裁判員のほうから質問というのはありませんでしたね。

(司会者)

特に質問しなくても、ちゃんと聞きたいことは聞けたということですかね。

(4番)

そうですね、話し合っている最中に疑問があって、裁判長の方にお話すると、裁判長のほうでもよく話を聞いて、じゃあそういう質問されたらどうですかという話はあったんですけども、結構ですということで裁判長のほうから質問をしていましたんで、裁判員のほうから質問することはありませんでした。

(司会者)

5番さんはされましたか、質問は。

(5番)

はい、質問はしました。やはりその前の打ち合わせというか、裁判長さんとかの打ち合わせでこういった質問をしたいという話をしたところ、じゃあ、ぜひしようというお話があって、質問はしました。これは、私は被告人にしたんですけれ

ども、証人というのはちょっと私の事件の場合、確か何か欠席になったような気がして、勤務先の社長さんかな、ちょっと来られなかったので、証人の方が来なかったです。

(司会者)

そうですか。6番さんは質問はしましたか。

(6番)

しました。最初のほうのころに被告人も、もうお母さんのことだけしか出てこなかったんで、御家族、10歳から病院に入ったりもしたけど、間で、御兄弟とかお父さんはどうなさったんですかとか、家族のことを聞きました。全然一言も出てこないんで、お母さんしかいないのかな、と最初から思ったりしたもので、皆さんと話し合いしているときに、じゃあ私、御家族、御本人から姉がいますとか父はいますとか、そういうことを聞いたかったんで、そうじゃないともう自分の世界の中にこう入り込んでいらっしゃるから、そういう家族構成を聞きました。

(司会者)

ありがとうございます。もう一つ伺いたいのは、証人尋問、被告人質問とか、証拠書類の読み上げがありますけれども、皆さんはそのときにメモはとったのですかね。それを伺いたいですけれども、皆さんはこの証拠はこういう内容だとか、証人はこんなこと言ったとかってメモをとられましたかね。メモを結構とったという方、いらっしゃれば挙手していただきたいんですけど。あるいはほとんどとらなかったという方。

(6番)

本当はとりませんが、そういう肝心のところがわからないことはちゃんと質問しました。先へ進めない。

(司会者)

メモをとるかどうかについて、裁判官のほうから注意はありましたか。例えば、証拠書類は法廷で読み上げますけれども、その後、提出されますから必要があれば

後で確認できますから、そんなに詳しくメモをとらなくてもいいですよ、といった注意とかはなかったですか。

あるいは、証人とか被告人の話というのは、ビデオを撮っていますから、確認したければ確認できますから、そんなにメモとるよりはむしろその話すところを聞いてくださいと、証言態度のほうを見てくださいというような話はなかったですか、そういう注意とか。

(6番)

特にはなかったです。

(2番)

私は最初はメモとらなくていいですってことで、とにかく聞いといてくださいということだったんですけども、最初はもう緊張したり、被告人がちょっと騒いだりするんですね。最高裁まで行ってやるとか、最初いきなりこう発言があったので、え、最高裁まで行くってどういうことなんだろうというのがあったんですけど、メモとらないで、とにかく聞いてくださいということだったのですけれども、何回か繰り返すうちに、戻って評議するときに、細かいところがやっぱりメモをとらないと、こういうことを言ったとかというのがやっぱりその場で全部覚え切れないですよ。で、簡単なメモはとりましたけども。でないと、あのとき、こう言いましたねと言われても、その流れは全部覚えられないというか、細かいところはちょっとメモはしました。それはメモしたのはもちろん置いていってくださいということで持ち帰りはできなかったんですけども、最初にはとにかくお話を聞いてくださいということで、とらなくていいですよという話がありました。

(司会者)

必要最小限のメモをとったということですかね。

(2番)

そうですね、自分の記憶の中でちょっと覚えが悪いところがありますので。そんな記憶ですね。

(司会者)

1 番さんは、結構メモを詳しくとったのですか。

(1 番)

2 番さんと同じように自分の記憶で、帰りにそれを置いていってくださいというので置いていきました。

(司会者)

詳しくメモとらないと、この人がどんなことを言ったのか思い出せないとか、あるいはどんな証拠があったのか思い出せないとかというと、結構詳しく目にとった感じなんですかね。

(1 番)

そうですね、やっぱりちょっとポイントになりそうなところは、ちょっととりました。書くと何か少し頭に入るのかなということで、それはもう置いていきました。

(司会者)

置いていきますけどね。やっぱりそのメモを見ると、あ、この人こんなこと言ったとか、あるいはこんな書類があったなというのは記憶を呼び起こす上で役に立ったんですか。

(1 番)

ええ、役に立って、やっぱりそれは。ただ聞きっ放しだと、土日挟んだときに、前の審議のところ、一体どこまでとか、そういうところがあるので、自分なりに、その日一日のこう書きながら、でも置いて帰って。

(司会者)

やっぱり最小限のメモは必要じゃないかということですかね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

逆に全然メモをとらなかったけども大丈夫だったという方いますか。

5番さんの事件は、争いはなかったんですよね。

(5番)

そうですね。裁判長さんからメモをとるより証人とか被告人の言動とかをよく見てくださいというお話がありました。けども、もちろんよく見るようにしたんですけども、どうしてもその自分の習性というか、書きながら考えるというちょっと特性があるので、やはりこういう感じでポイントだけをちょっとメモする感じですかね。

(司会者)

4番さんはどうだったのですか。

(4番)

特に一生懸命最初からずーっとメモとっているということはないですね。話を聞いててポイントになりそうなところだけを走り書きする程度で、そんなに一生懸命メモをとったという記憶はないです。

(司会者)

メモなんか取らなくても、頭の中にどんな証拠が調べられたりとか、どんな証言が出たかというのが記憶に残るとというのが理想的だと思うんですけどね。そういう感じじゃなかったのですか。

(4番)

そういう感じはないですね。ただ、証拠物をですね、凶器となるバットを見せられて、それを実際手に持ったりなんかというような非常に、何というのかな、これでやったら人間死んじゃうよとかね、そういう印象を強く持ちました。

(司会者)

3番さんもメモはどんな感じですか。

(3番)

法廷で証言があったりなんかしたときには、ある程度こう検察側からも弁護側からもわかりやすい、こういう資料をいただいていたので、これを見ながら疑問

に思ったことを走り書きして、休廷の時間のところに持ち込む。で、自分がやっぱり疑問に思ったことをそれぞれ残しちゃいけないということが大事だと思いましたので、その次の休廷の間に、こういう意見があったけれども、自分はこういうところはちょっとおかしいとか聞いてみたい、質問してみたいというようなことを次の休廷後の質問事項に生かすためのメモ書きみたいのはとりました。

(司会者)

わかりました。それから、今回は、殺人事件とか、あるいは人がけがしているような事件が多かったものですから、中には結構ショッキングな、見たらショックを受けるような証拠なんかもあると思うんですけども、今回、皆さんが扱った証拠の中には、多分御遺体そのものとかはなかったと思うんですが、人がけがしている場面とかの写真、犯行現場とかの、ちょっとショックを受けるような写真とか映像とかはありましたか。

(2番)

私は、ビデオの中で、こう刺されて、被害者がですね、血を流しながら座り込んでいるところとかですね、あとは入れ墨ですね、その刺されたところの、ビデオで隣で見るとですけど、入れ墨が背中いっぱいお尻にかけてあったんですね。一瞬ちょっとわからなかったんですね。その何だろうってこれは、この水色の模様は何だろうと思ったんですけども、ちょっとどきっとしましたね。やはり切り傷と刺し傷と13か所ということで、深く刺さったのはこう刺し傷が3か所というのは、傷が何センチ、何センチと、そういうところはね、あんまりそれが13か所といっても、例えば胸のところから足のところから、こう入れかわりビデオで何番、何番ってやってたんですけど、あんまり見てるとちょっとあれなので、ちょっと目をそらして、ずっと見るということはちょっと避けてたんですけど。やっぱりそういうところはあんまり見たくないですね。ちょっと残りそうな気がしたので。

(司会者)

1番さんの事件は、死因が争点になった関係で、解剖の写真とかは出てきました

か。

(1 番)

はい。弁護側の方は、覚醒剤のショック死ということを主張されたわけですけど、検察側のお医者様の専門的な部分でいきますと、やはり外傷性ショック死ということで、そこが争点になったんですが、それでやっぱり両方、大腿骨、若い女性の右と左の本当に気の毒な状況は出されました。それで、私は余り感じないほうなので、ただやはり若い方も裁判員さんの中にはおられて、その方は、本当に私もう気持ち悪くなったのよ、とおっしゃっていて、でも気を使って、そこは本当にぼかして余りたくさん出さなかったですね。それは出ました。やっぱりそういうのを見ないと、本当にひどさがわからないので、それはやっぱり事実としてよかったというとおかしいですけど、事実として受けとめるべきかなというふうに思いました。お医者様ですらちゃんときちっと解剖で見ているわけですから、やはりそのレベルまであってもいいかなと思いました。

(司会者)

見たくはないけど、判断する上で必要があればやっぱり見なければということですかね。

(1 番)

気を使っていただいてね、そのときも裁判所の方からやっぱりそういうショックがあるので、ちらっとだけありますのでって、先に予告をしていただいて、心の準備をしてくださいということで、ちらっと出ますからと。でも、それはやはり事実のことなので、そのことによりやはりその事件の深さと若い女性の逃げ出すこともできない状況下にあってというふうなことで、やっぱりそれは事実なので受けとめるべきかなと思いました。予告していただいたので、よかったです。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの方で、こういう場面があったとか、あるいは実際にそれはなかったけれども、例えば自分がそういうような証拠を見ることについて

何かこういう意見があるというのがあれば、御紹介いただきたいんですけども。

(4番)

私のときは、体の部位については、写真そのものじゃなかったんですね。写真を、何というんですかね、イラストのような加工したものだったと思うんですね。非常にわかりづらくてですね、どの程度、体が内出血なり傷ついたりしている状況がよくあのものではわからなかったな、黒ずんでいるからここが内出血を起こしたりなんかしているところなのかな、というふうには見えましたが、あれ、本当の写真だったら、非常にわかりやすいのにな、というふうに思いました。

(司会者)

ほか、何か御意見があれば。できれば御遺体そのものの写真とか傷の写真を見たくないのはわかるんですけども、やっぱり判断しなきゃならないというときには、それは最低限見なきゃいけないんじゃないかという、そういう御意見ですかね。

(1番)

そうですね。

(3番)

私のときは、昔の保健体育の教科書に載っているような人体のイラストみたいなやつ、それで、はさみで188か所ぐらいやってた、それで殺傷したんですけども、その顔だとか上半身だとかのイラストで、ここをこれだけ刺されてて、ここの傷が一番深くて一番死に至らしめたところなんですよ、というふうな説明で非常にわかりやすかったですね。直接その遺体を映すということではなくて、倒れている現場の写真なんかでも、全部人の形に黒塗りされていて、犯行現場のほうの写真でも、全部白黒でその血のりだとかわからないようになっていたので、大体その黒っぽいところがあるんで、これが血のりですっていう説明があったので、そんなに生々しい感じじゃなかったんで、私としては非常に現場の状況だとかを見てとるのでも、残忍さを見るにしても、そんなにこうショックといった、感じるようなことはなかったですね。だから、適切な表現、非常にそういうものだったと記憶しています。

(司会者)

そういうショッキングな証拠って、多分検察官としては出さなきゃいけない場面があると思うんですけども、何か配慮されていることはあるんですか。

(検察官)

やっぱり争点との関係で、そこまでやる必要がない、生のもの自体を出す必要がなければ、できるだけ精神的な負担を考えて、イラストにしたり、あるいは数字であらわすというふうなことを心がけております。

今、3番さんの発言もありましたけど、3番さんの事件は、特に争点で殺意の争いではなくて、心神耗弱かどうか、責任能力の争いで、殺意については争いがないというところだったので、恐らく殺意の争点がないということで、そういうイラストでよりわかりやすくということを主眼に置いて多分証拠をつくられたんだと思います。

2番さんのところでは、殺意が争点になっていて、十数回突き刺したというところで、これは実際、傷口自体も見られたんですかね。

(2番)

写真では見ました。

(検察官)

写真で傷口自体。

(2番)

はい。

(検察官)

ただ、その辺が本当に必要だったのかどうかというところもあるかもしれませんが、けれども、裁判員向けとしては今回それはそれで必要だったということなので、その辺どこまでやるのかという毎回悩ましいところでございますけれども、できるだけその争点を判断する上で必要な材料は提供したいなとは考えていますので。

(司会者)

弁護士の立場から何かありますか。ショッキングな写真とかいろいろありますよね。

(弁護士)

そうですね、検察官が言っているように、争点との関係でこちらとしてもやむを得ない場合もあると思うんですが、やはりその感情をかき乱すというかですね、必要以上に生のものを見ての判断の不当性というかですね、ちょっとそれはやっぱり弁護人としても適正な評価という観点からはちょっと問題ではないのかというふうに考えています。できればイラストとかですね、もちろん自白事件なんかの場合には、別にそこは傷口がどうだというのは余り多分問題にならないと思うので、そういうのはほとんどもうイラストかなんかで代用してもらってということで私としてはやっていきたいなと考えておりまして、現在、私も事件としてはそういうふうなスタンスで臨んでおります。

(司会者)

どうもありがとうございました。次に、論告・弁論のところにいきたいと思いますけれども、論告・弁論もですね、冒頭陳述と同じように、それぞれ検察官・弁護人のほうから論告メモとかあるいは弁論メモというのが、5番さんの事件の弁論については多分なかったと思いますけれども、それ以外の方は配られたと思うんですけれども、これについては何か印象ですね、感想とかありましたら。この内容がよかったとか、この点は十分じゃないとか、こうしたほうがよかったんじゃないかというような御意見があれば、伺いたいんですが。

どなたでも結構ですけれども。わかりにくかったという、ネガティブな御意見の方、いますか。大体、皆さん、それなりにわかりやすかったというような印象でいいんですか。

2番さんはどうですか。2番さんの事件でも検察官と弁護人から、それぞれ論告要旨メモと弁論メモというA3一枚の書面が出されていますけれども、どうですか。

(2番)

わかりやすかったです。弁護人の方も。これを見ると争点とかが全部書いてあるので、わかりやすかったです。

(司会者)

評議のときも、これを参考にして評議をしたのですか。

(2番)

そうですね、はい。そのほかにもやはりちょっと細かいところのメモをこう、このときはこういうことを言ったなというのをメモして意見を出し合いましたんで。

(司会者)

1番さんの事件では、弁論でも、長々とした書面が配られたのですよね。この弁論はどうですか。

(1番)

やはり何回も何回も読み返して、その中で、もうここら辺まで来ますと、大体みんなも読めてくるので、大事なところを抽出しながらお互いに審理をし合ったということがあって、こういうもんなのかなという印象ですね。

(司会者)

検察官の論告のメモはわかりやすかったですか。

(1番)

わかりやすかったですね。

(司会者)

ほかの方はいかがでしょうか。ご自分に配られたもので何か御意見があれば。4番さんの事件では、検察官の論告メモは、A4二枚で、量刑分布グラフというのが取り込んであるのですよね。

(4番)

はい。

(司会者)

弁論メモはA3で一枚物ですかね。これはわかりやすかったですか。

(4 番)

わかりやすかったですね、それは。

(司会者)

5 番さんの事件では、弁護人のほうはメモがないんですけれども、これは特に。

(5 番)

ああ、そうですね、ちょっと本来あるべきものだったのかと今気づくぐらいの話で、検察側のものを見て、特にわかりやすく書いていただいていたから、特にごさいません。

(司会者)

問題はなかったですかね。

(5 番)

はい、問題は。

(司会者)

6 番さんも特に配られたメモについては。わかりやすかったということ。

(6 番)

わかりやすかったです。そのナイフというのが透明のケースに入れられて、常にそれがあったので、これが 19 か所も背後から刺して、もう被告人の思ったとおりにやったその証拠、透明のナイフを入れてあるケースと、もうその根元まで赤い、ナイフの血のりとかもう最初に、このとおりのなんだなというのがありました。

(司会者)

このメモは、その後の評議、話し合いの中で結構使われたということですか。

(6 番)

そうですね、見てそこで本当にこう精神に異常が出て、余りの綿密な被告人の考えたとおりにやっていること自体のほうにみんな驚愕したというか、これは刺しているうちに、上で刺そうと思ったら、下に下りててトイレ行ったんで、下へ行って背後から、トイレから出てくるのを待って、もう一部始終、被告人が言うとおりの、

台本を自分の中で考えたとおりにやっているから、余りの見事さに何かそのナイフの証拠の真っ赤な血のりとあれがもうそのまんまだなと思って、この言われたとおりでというもうみんな納得というか。

(司会者)

わかりました。

最後に評議ですが、事件について結論を出すということで評議があったと思いますけども、そのときに、内容は評議の秘密がありますので伺うことはできないんですけども、話をする雰囲気はどうだったでしょうか。みんなが意見を言いやすい雰囲気でしたか。裁判官のほうでそういう雰囲気を作るために何か努力していたということがあれば、そういう点を教えていただきたいんですけども、どうですか。

(3番)

私のときの評議は非常に裁判長それから、裁判官の方が私たちの意見とかざくばらんな話でも真摯に受けとめていただいて、誘導というか、うまくその話を運んでくれていたので、ざくばらんな意見から何でも、つまらないことでもいろいろ話しやすかったですね、すごく。非常に話の聞き方がうまいというのかな、そういうのはものすごく感じましたね、あの裁判長、裁判官の方。

(司会者)

ありがとうございます。ほかに何か評議の雰囲気とかで。

(6番)

評議のとき、同じ1番からずっと回ってくると、大変ですね、じゃあどっかからまた反対回りにしましょうとか、今回は1からじゃなくて6からにしましょうとか言って、みんな、そのほうがいいですとかいろいろ言ったりして、ちょっと一言そう言ってくださると、次言わなきゃという、その構えがなくて、すごくよかったと思います。だから、

ホワイトボードに書いてくださっている若い女性の裁判官の方が、点が抜けてるよとか、たったと箇条書きにしてくださると、私たちのほうからも、点が抜けた

とか、長過ぎとか、そういう冗談が出るぐらいちゃんと自分の考えを言っていましたね。じっと構えるっていうんじゃないくて。だから、その辺が四角四面じゃなくて言いやすいようにうまく引き出してくださったと。

(司会者)

5番さんは、雰囲気はどうだったのですか。

(5番)

そうですね、意見の言いやすい雰囲気をつくっていただいて、皆さん全員の意見を出した上でやったように記憶しています。

(司会者)

言いたいことは言えましたか。

(5番)

そうですね、はい。

(司会者)

4番さんはどうでしたか。

(4番)

やはり評議のときは一人ずつ言いたいことは全て言うことができましたし、一人ずつ丁寧に本当に話を聞いていただけたと思います。ですから、評議については特に注文するようなこともありません。

(司会者)

1番さん、どうですか。

(1番)

皆さんと同じように、やはり裁判官さんたちがすごくざっくばらんで、裁判官さん、女性の方と男性の方、裁判長は男性ですけど、裁判員の皆さんも男性対女性、最初はやっぱりかたくなってたんですけど、全員からちゃんと意見を出してもらおうということで気を使っていたいて、指す順番を。それから、そうですね、とにかく冗談を言ったり、笑いが絶えないというか、本当に堅苦しくなく進めていただ

いたなと思いました。この裁判員になるときにかたくなっていたのがほぐれて何とか、扱っている内容も大変厚いものなんですけど、それでもスムーズにできたので、それは感謝しています。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、どうですか。

(2番)

私のときは、ちょうど1番だったんですね。それで、何か言うと、はい、1番さんからというので回ってきて、また何か最初に言わなきゃ、というのもあるんですけども、まだ考えがまとまっていないときに、こういきなり言われたときに、すみません、今ちょっと私まだまとまってないので、ほかの方からお願いしますと言って、最後に回してもらったことはあります。1番というと、はい、1番からってなると、何か先に言わなきゃっていうのがあるんですけども、みんなの意見を聞いてからだと、やっぱり私もそれも同感だな、というのもあるので、必ずしも1番でなくても、先ほど6番さんが言ったように、ちょっと逆というののもあってもいいかなと思いました。

それと、雰囲気はやはりとてもこう仲が良かったというか、そういうふうになっているのか何かわかんないですけど、とてもなごやかな感じで言いやすいように雰囲気づくりをしてくださったので、それは感謝しています。

(司会者)

ありがとうございました。最後に、また裁判員をやる機会があったらもう一回やってもいいなという方がいらっしゃったら、挙手していただきたいんですけども。もう一回ぐらいやってもいいという御意見の方、いらっしゃいますか。何人ですかね、2番さんはもういいと。

(2番)

もういいです。ほかの方に譲ります。

(司会者)

それ以外の方はもう一回ぐらいやってもいいかなということですか。ありがとうございました。

では、最後に、今後、裁判員として参加される方に何かメッセージがあれば、一言ずつお願いします。

では、1番さんから何かあれば。

(1番)

そうですね、裁判で、専門家がやる遠い話ではないということを本当に思いましたし、自分自身も勉強になりますけれども、やはり最近の世情を考えても、いろいろ弱い立場にある方たちの被害が多いので、そういったことを含めても、ぜひ裁判員の経験をしていただきながら、実際やはり生きていくものが生き物だというふうに最近感じてきたので、そういった意味でもぜひ経験をしていただきたいというふうに思います。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、どうぞ。

(2番)

やっぱり国民の感覚を大事にしてほしいなというふうに感じました。

以上です。

(司会者)

3番さん、どうでしょうか。

(3番)

私のほうは、非常に貴重な経験をさせていただいたなというふうな感想です。あと、最初にやはり公判のときに、そういう被告人ですとか被害者の家族、知り合いと町なかでも顔を合わしてしまうんじゃないかとか、そういうところで何か被害に遭うんじゃないかというような、最初のうちはそういう心配だとかが非常にあったんですけれども、だんだん参加して裁判長、裁判官の方からもいろいろそういうざ

つくばらんに話を伺っているうちに、そういう不安というのは、だんだん消えていきました。ですから、今後、裁判員に選ばれてなられる方は、そういう被害を受けるんじゃないかというふうな、そこまで深く感じるようなことは心配はしなくても、貴重な経験がいろいろ体験が自分でそういう社会に対しての見方、それからニュース報道の捉え方もだんだん見方が変わってきましたんで、そういう裁判だとか人を裁くということの見方というか、そういうこともできるようになったので、非常に貴重な経験ができる場なので、ぜひ参加してもらいたいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

(4番)

大変貴重な経験なんで、ぜひとも体験というか経験していただきたいなということと、それとやっぱり裁判という中に、いろいろな職歴だとか環境だとかという違ったものを持った人たちが集まって裁判を構成するということはとても大切なことだと思うので、ぜひともいろんな人たちが裁判員になって裁判に携わっていただきたいなというふうに思います。

(司会者)

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

(5番)

そうですね、やはり私もこれからなられる方、確率的に非常に低いものですから、もし当たった場合にはぜひやっていただきたい。非常にいい経験ができるということをお伝えいただければと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番さん、いかがですか。

(6番)

私も、いい経験だと思います。ただ、ちまたでよく聞くのは、会社を経営している方とか、大きい会社で人事に携わっている方なんかは、面倒くさいから

やめておけとかいう、私がやっている団体でもあるので、そういうことは言わないでほしいと思います。一経験者としては違った面で、その人の人生もそうだし、周りのいろんな方も、ただ面倒くさいからやめといたらとかって、そういう軽々しいことは言わないでほしいとは言っています。それから、うわさだけが、病院に入るようなことに精神的になるんじゃないのとか、ちまたに走っているいろいろなうわさは違うよと、一人一人がちゃんと世の中を見て一生懸命生きている中でのことだからいい経験なる、ということはやわらせていただいております。

(司会者)

長い時間、どうもありがとうございました。

以上で本日の意見交換会を終わります。

貴重な御意見をどうもありがとうございました。

以 上